

マイクロチップ装着の義務化 及び狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度について

令和4年10月28日

第19回船橋市動物愛護管理対策会議

動物の愛護及び管理に関する法律等の 一部を改正する法律の概要(2019年)

改正の背景

- ・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定
特に以下については必要な検討を行うことを規定
- ① **幼齢の犬猫の販売等の制限(販売日齢の規制)**
- ② **マイクロチップの装着の義務づけ**

動物取扱業のさらなる適正化 動物の不適切な取扱いへの対応の強化

黒字: 令和2年6月1日施行
緑字: 令和3年6月1日施行
赤字: 令和4年6月1日施行

主な改正内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ① 登録拒否事由の追加
- ② 環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準: 飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③ 動物の販売場所を事業所に限定
- ④ 出生後56日(8週)を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ① 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ② 都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③ 特定動物(危険動物)に関する規制の強化
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④ 動物虐待罪に対する罰則の引き上げ
殺傷: 懲役5年、罰金500万円 ← 懲役2年、罰金200万円
虐待・遺棄: 懲役1年、罰金100万円 ← 罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

- ① 動物愛護管理センターの業務を規定
- ② 動物愛護管理担当職員の拡充
- ③ 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

5. マイクロチップの装着等

- ① 犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける(義務対象者以外には努力義務を課す)
- ② 登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

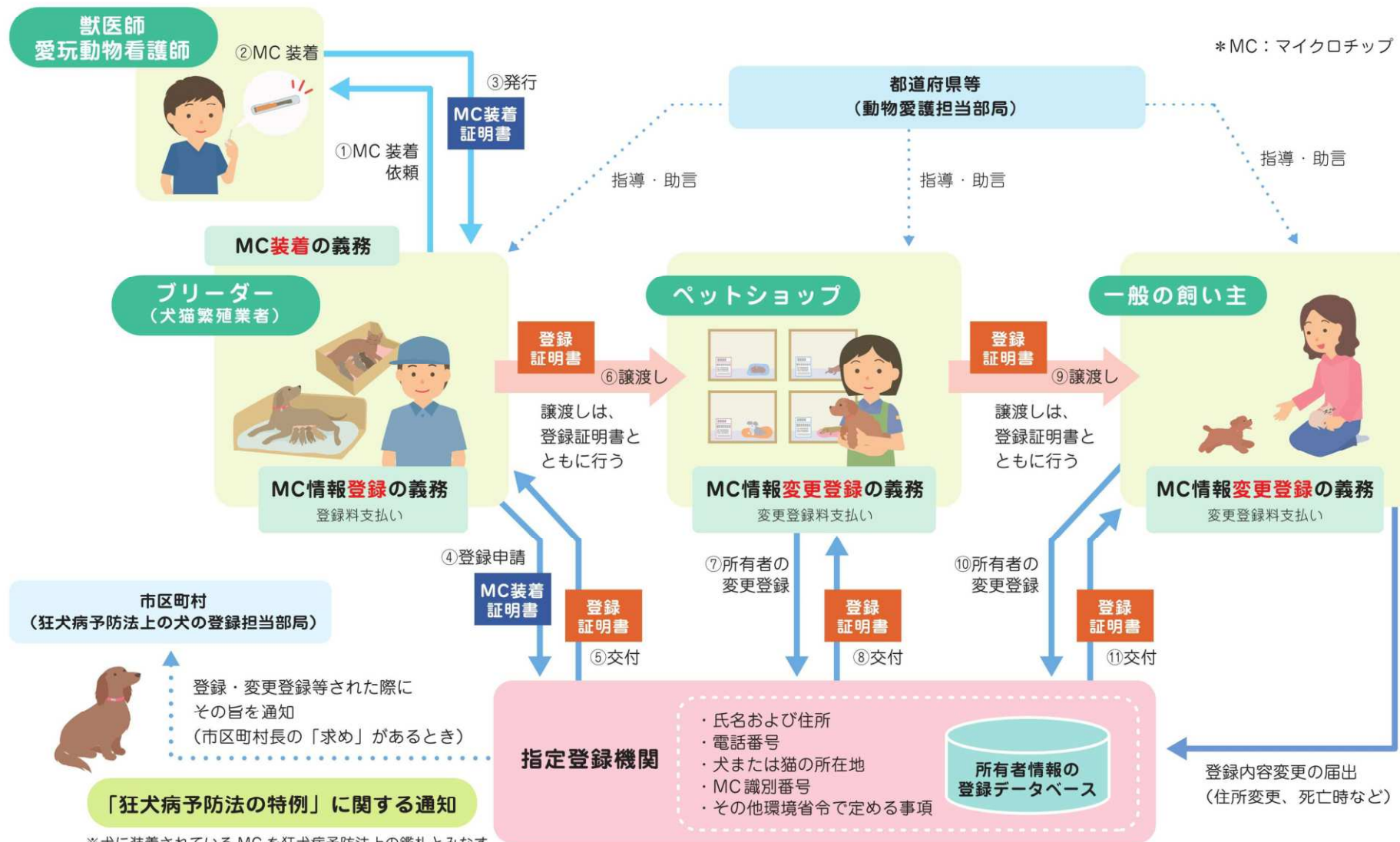
- ① 殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ② 獣医師による虐待の通報の義務化
- ③ 関係機関の連携の強化
- ④ 地方公共団体に対する財政措置
- ⑤ 施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

マイクロチップの装着等の義務化

第39条の2～第39条の26

- ① 犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化
※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定
- ② MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化
- ③ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例
 - MC装着に伴う犬の情報登録時には、市町村長に通知
 - 装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす
(第39条の7)
- ④ 都道府県等による所有者への指導・助言(努力義務)
- ⑤ 環境大臣による指定登録機関の指定
 - 大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる
 - 環境省は、事業計画の認可、立入検査等を行う
 - 登録機関が複数ある場合には、相互に連携を図る
(第39条の10～26)

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)



- 犬猫等販売業者(ブリーダー・ペットショップなど)については、MC装着・情報登録を義務化。
- MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。

※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。

※指定登録機関への登録料は300円(用紙による申請の場合は1,000円)。

原案:環境省
制作:公益社団法人日本愛玩動物協会

犬猫所有者のMC装着・情報登録の流れ(販売ルート以外)

※MCを装着した場合には、指定登録機関へ必ず登録



②MC装着

獣医師・愛玩動物看護師

①MC装着依頼

③MC装着証明書の発行

✓ **MC装着の努力義務**

動物愛護団体
飼い主

✓ **MC情報登録の義務**
手数料支払い300円
(紙申請の場合1,000円)

⑥譲渡し

登録証明書

※譲渡しは、登録証明書とともに行う

(家庭)飼い主

✓ **所有者変更登録の義務**
手数料支払い300円
(紙申請の場合1,000円)

④MC登録申請

※MC装着証明書を添付する

⑤登録証明書の交付

⑦所有者の変更登録

⑧登録証明書の交付

市区町村
(狂犬病予防法上の犬の登録担当部局)



登録、変更登録等された際にその旨を通知※
※市区町村長の「求め」があるとき

指定登録機関

所有者情報
登録DB

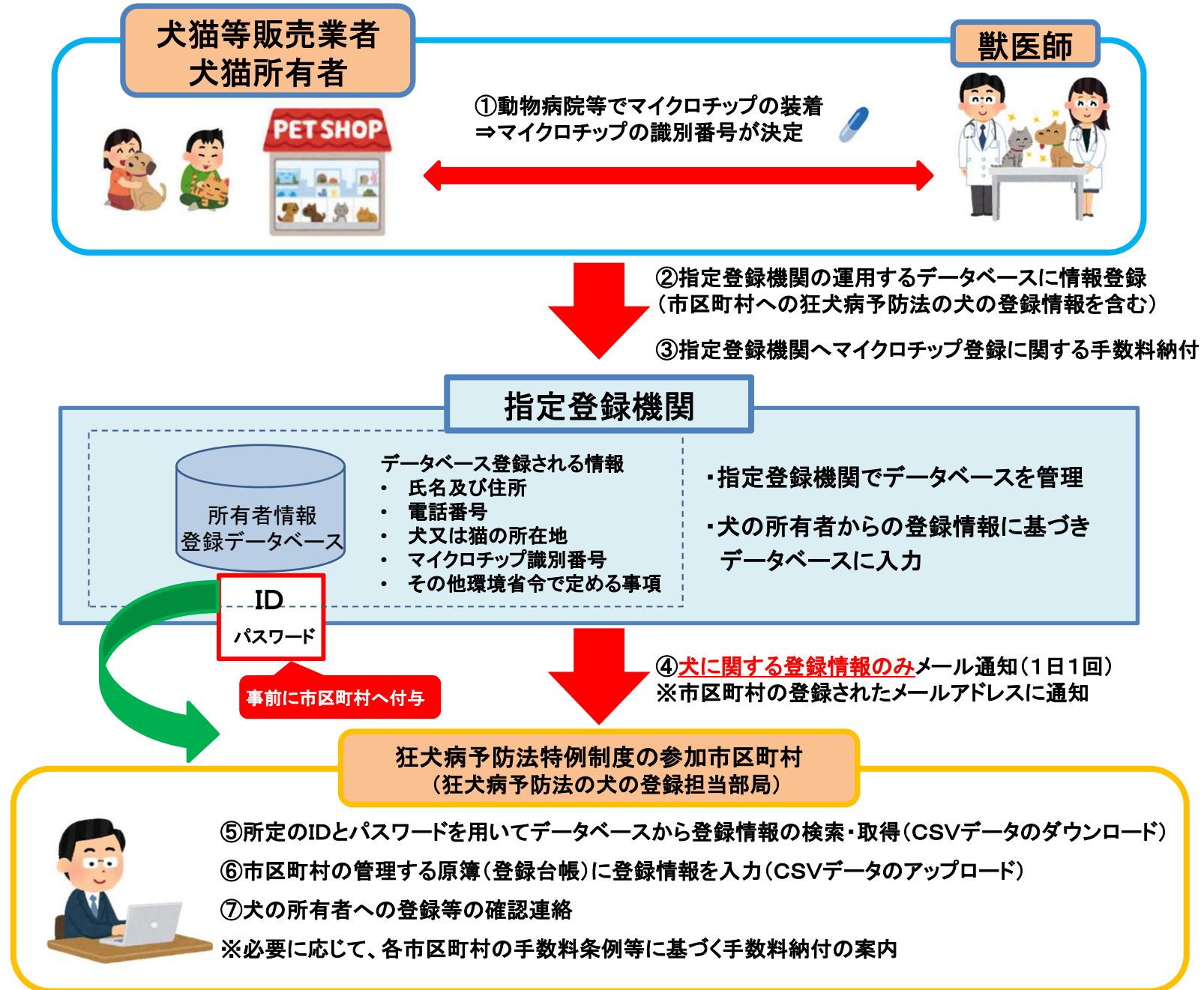
- 氏名及び住所
- 電話番号
- 犬又は猫の所在地
- MC識別番号
- その他環境省令で定める事項

登録内容変更の届出
(住所変更、死亡届等)

狂犬病予防法の特例に関する通知

【犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす】

狂犬病予防法特例制度の概要



狂犬病予防法の特例における登録情報の流れ(求めをしない場合)

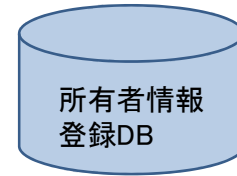
①登録の申請

犬猫等販売業者
犬猫所有者



登録の申請
(手数料あり)

指定登録機関



市町村長が求めをしない市町村
(狂犬病予防法の犬の登録担当部局)



狂犬病予防法に基づく登録の申請

②変更登録の申請

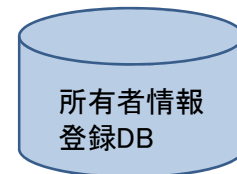
譲渡し

犬猫等販売業者
犬猫所有者



変更登録の申請
(手数料あり)

指定登録機関



市町村長が求めをしない市町村
(狂犬病予防法の犬の登録担当部局)



狂犬病予防法に基づく登録事項の変更の届出

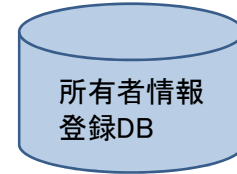
③死亡等の届出・登録事項の変更の届出

犬猫等販売業者
犬猫所有者



死亡等の届出
登録事項の変更届出
(手数料なし)

指定登録機関



市町村長が求めをしない市町村
(狂犬病予防法の犬の登録担当部局)

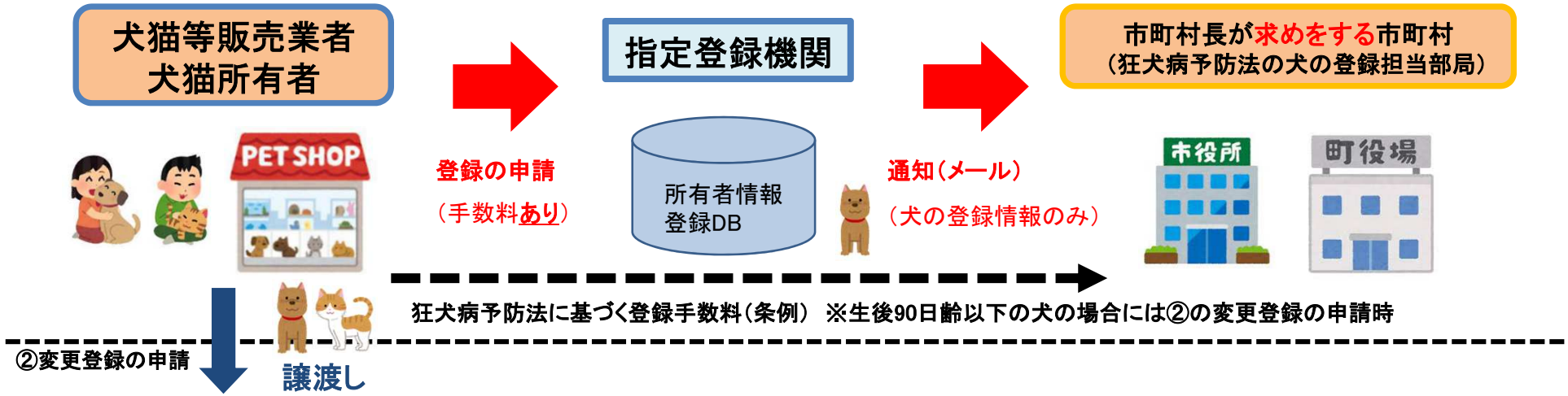


狂犬病予防法に基づく死亡の届出・登録事項の変更の届出

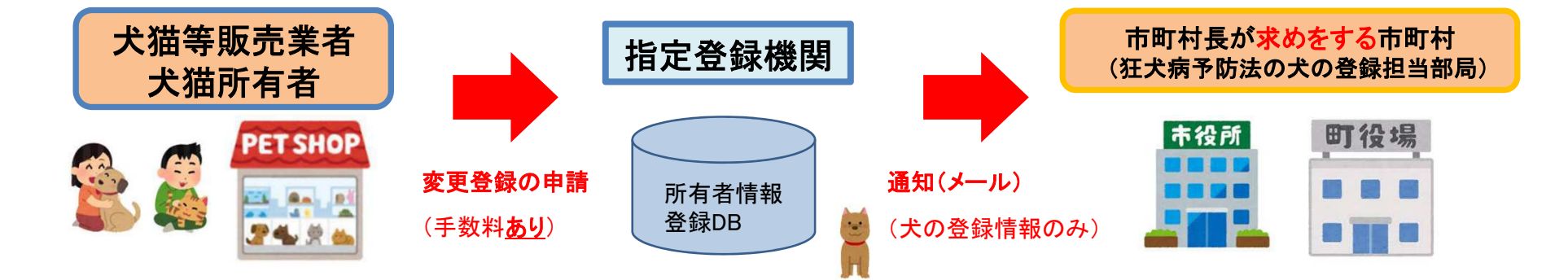
狂犬病予防法の特例における登録情報の流れ(求めをする場合)

※市町村には特別区を含む。以下同じ。

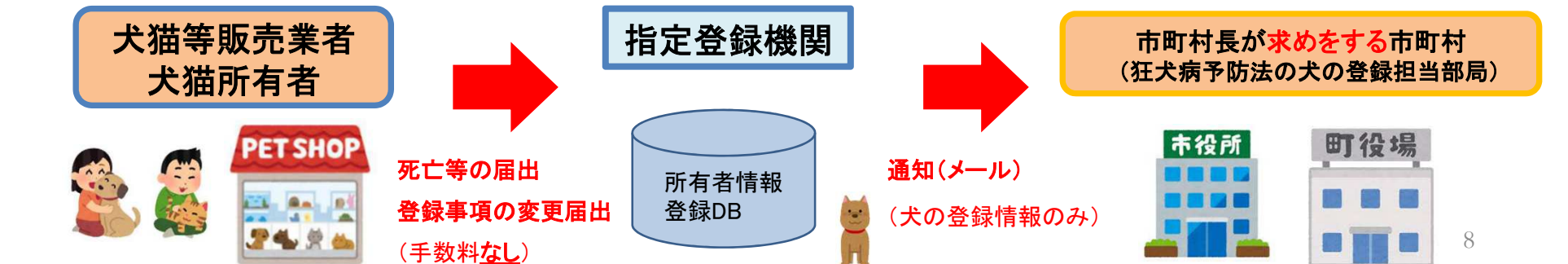
①登録の申請



②変更登録の申請



③死亡等の届出・登録事項の変更の届出



狂犬病予防法の特例への参加についての検討状況

- 主に期待される効果

1. マイクロチップ装着の普及に伴う犬の登録手続きの簡素化

- 参加への懸案事項

1. 犬の登録手数料の徴収の方法
2. 市民や動物診療施設へのわかりやすい周知

- 特例制度に関する意見交換会の開催（令和4年7月7日）

特例制度に参加している自治体を含めた近隣自治体（千葉県、千葉市、市川市など12自治体）を集め、参加までのプロセス、参加後の事務の状況等について意見の交換を行った。

他市町村の狂犬病予防法の特例への参加状況

- 狂犬病予防法の特例に係る「求め」を行った市区町村
164市区町村(令和4年10月1日現在)
- 近隣市区町村の状況

参加市区町村 (一例)	市川市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、浦安市、 四街道市、八街市、銚子市、酒々井市 (千葉県内54市町村中、10市が参加) 川崎市、東京22区
----------------	---